

議第 3 3 号

呉市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

呉市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

呉市県営土地改良事業分担金徴収条例（平成 1 8 年呉市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>呉市県営土地改良事業分担金徴収条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号。以下「法」という。）第 9 1 条第 3 項の規定に<u>基づき、県営土地改良事業（以下「県営事業」という。）に係る</u>分担金の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（分担金の徴収）</p> <p>第 2 条 市は、法第 9 1 条第 2 項の規定により<u>県営事業</u>に要する費用の一部を負担するときは、当該県営事業によって利益を受ける者で、当該県営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有するもの（以下「受益者」という。）から分担金を徴収する。</p> <p>（分担金の額）</p> <p>第 3 条 略</p>	<p>呉市県営土地改良事業分担金<u>等</u>徴収条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号。以下「法」という。）第 9 1 条第 3 項の規定による<u>分担金及び法第 9 1 条の 2 第 6 項の規定による特別徴収金</u>の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（分担金の徴収）</p> <p>第 2 条 市は、法第 9 1 条第 2 項の規定により<u>広島県営土地改良事業（以下「県営事業」という。）</u>に要する費用の一部を負担するときは、当該県営事業によって利益を受ける者で、当該県営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有するもの（以下「受益者」という。）から分担金を徴収する。</p> <p>（分担金の額）</p> <p>第 3 条 略</p> <p><u>（特別徴収金）</u></p> <p>第 4 条 <u>市は、法第 8 7 条の 3 第 1 項の規定により行われる県営事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第 9 1 条の 2 第 6 項各号のいずれかに掲げる者が、法第 8 7 条の 3 第 7 項において準用する法第 8 7 条第 5 項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から法第 1 1 3 条の 3 第 3 項の規定による当該機構関連事業の</u></p>

	<p>工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>2 前項の特別徴収金の額は、機構関連事業につき法第91条第6項の規定により市が負担する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によって当該特別徴収金の徴収に係る土地が受ける利益を勘案して市長が定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(分担金の徴収方法)</p> <p>第4条 分担金は、当該年度内に一時に徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、分割して徴収することができる。</p>	<p>(分担金等の徴収方法)</p> <p>第5条 分担金及び特別徴収金は、当該年度内に一時に徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、分割して徴収することができる。</p>
<p>(分担金の減免)</p> <p>第5条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(分担金等の減免)</p> <p>第6条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、分担金又は特別徴収金を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

県営土地改良事業に係る特別徴収金を徴収することができるよう所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。